

SNS等におけるなりすまし詐欺広告に関する対策の強化について概要

- ディープフェイク等を用いた著名人の肖像・音声の無断利用を含むなりすまし詐欺広告がSNS等で流通し、SNS型投資詐欺等の被害が拡大
- 消費者・利用者保護の観点から、詐欺の入口として利用されるSNS等における自主的取組の強化として、関係7府省庁連名でプラットフォーム事業者に以下の事項を要請
(※実施する内容を令和8年10月16日までに報告し、令和8年10月1日から令和9年2月28日までの実施結果を同年3月16日までに報告)

要請項目	要請内容	主な報告事項
1. 広告主への本人確認の確実な実施	電子的な認証手段の活用を含む <u>広告主への本人確認を確実に実施</u> すること ※電子的な認証手段である個人の確実な本人確認の手法として、マイナンバーカードがあり、また、法人の確実な本人確認の手法として商業登記電子証明書がある。	・ 本人確認の手段 ・ 国内外の別毎の実施件数及び割合 ・ 手段毎の本人確認の不備を理由とした掲載却下の件数及び割合等
2. 広告の透明性向上に係る措置の実施	広告主に関する情報等を確認できるようにするなど、 <u>広告の透明性向上に係る措置を講ずること</u>	・ 広告主の名称、所在地及び身元確認の有無等 ・ 広告である旨や主に生成AI技術を用いて作成された広告である旨、広告表示理由等 ・ 具体的に広告上に表示した情報の内容、表示した情報の内容毎の広告の件数及び割合等
3. 削除要請への対応の徹底	各種法令等に違反するおそれがあるなりすまし詐欺広告について、インターネット・ホットラインセンター等の既存の窓口等や法令所管省庁から <u>削除要請を受けた際には遅滞なく判断を行い、迅速かつ適切に削除等の対応を行うこと</u>	・ 広告の審査基準等に記載するなりすまし詐欺広告に関連する内容 ・ 削除理由(刑法違反、金融商品取引法違反、その他の理由等) ・ 削除契機(法令所管省庁やインターネット・ホットラインセンター等の既存の窓口等からの削除要請、自主的な削除、一般利用者からの通報等) ・ 削除要請があった主体毎に、要請件数に対する削除件数の割合、平均対応所要時間、未削除件数の理由別内訳等